

上尾市発注工事におけるスライド条項の運用について

スライド条項とは

上尾市工事請負契約約款第26条に定められた「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」についての規定です。工事請負契約締結後の賃金水準や物価水準の変動などにより請負代金額が著しく不相当となった場合に、請負代金額の変更を請求することができます。

スライド条項の種類

- ・全体スライド（第26条第1項～第4項）

契約締結日から1年経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合

- ・単品スライド（第26条第5項）

特定の工事材料の価格に著しい変動が生じた場合

- ・インフレスライド（第26条第6項）

急激なインフレ又はデフレが生じ、短期的かつ急激に賃金水準又は物価水準が変動した場合

ご相談は、下記の相談窓口をご利用ください。

- ・受注工事のスライド額協議について

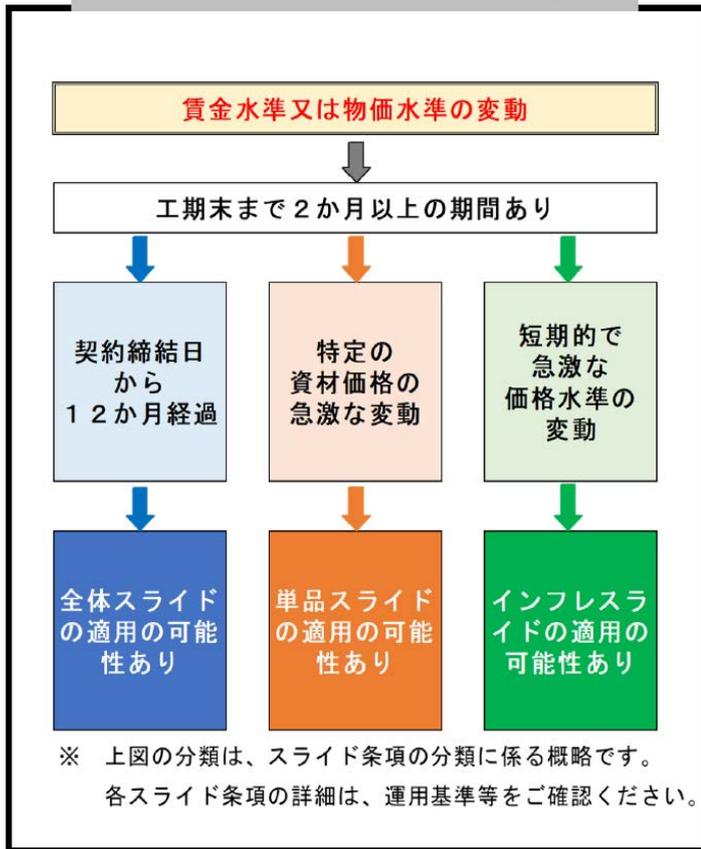
各工事発注部署

- ・スライド条項の概要について

上尾市契約検査課

スライドの概要とスライド額の算出方法について

スライド条項の分類イメージ (※)



全体スライド (第26条第1項～第4項)

対象 (A)	対象外
<ul style="list-style-type: none"> 基準日 (※1) 以降に施工する部分 基準日以降に購入する工事材料 	<ul style="list-style-type: none"> 基準日時点で施工済み部分 基準日時点で現場搬入済み工事材料 <p>発注者が出来高数量を確認します</p>

※1 基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日

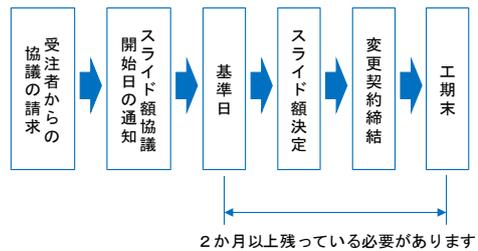
スライド額 (変更額)

$$= (A \text{ の変動額} - (A \text{ の契約日時点の工事金額}) \times 1.5\% \times 2)$$

※2 変動額：(基準日時点の(工事金額) - (契約日時点の工事金額))

※3 工事金額：(官積算による工事価格) × (落札率)

手続きの流れ



インフレスライド、単品スライドとの併用も可能です。全体スライド又はインフレスライド適用後、12か月経過後に再度請求することができます。

単品スライド (第26条第5項)

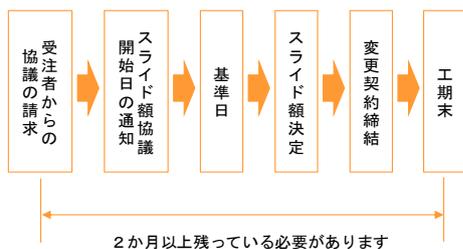
対象 (A)	対象外 (B)
<ul style="list-style-type: none"> 変動額が対象工事費の1%を超える工事材料 <p>(対象工事費 = 請負代金額 - B)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 部払完了部分 (※1) 部分引渡し完了部分

※1 部払検査請求時にスライド単品スライド条項の適用対象とすることを要請し、部分払検査結果通知に適用対象と記載があった場合は、対象とすることができます。

スライド額 (変更額)

$$= (A \text{ の変動額} - (\text{対象工事費}) \times 1\%)$$

手続きの流れ



・工事材料は、鋼材、燃料油、その他材料ごとに対象工事費の1%を超えるかどうかを判定してください。
 ・その他材料の分類については発注機関に相談してください。
 ・対象となる工事材料の購入時期や購入価格を証明する書類(納品書、請求書など)を提出する必要があります。

インフレスライド (第26条第6項)

対象 (A)	対象外
<ul style="list-style-type: none"> 基準日 (※1) 以降に施工する部分 基準日以降に購入する工事材料 	<ul style="list-style-type: none"> 基準日時点で施工済み部分 基準日時点で現場搬入済み工事材料 <p>発注者が出来高数量を確認します</p>

※1 基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日

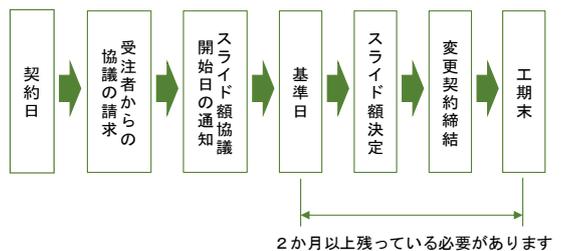
スライド額 (変更額)

$$= (A \text{ の変動額} - (A \text{ の契約日時点の工事金額}) \times 1\% \times 2)$$

※2 変動額：(基準日時点の(工事金額) - (契約日時点の工事金額))

※3 工事金額：(官積算による工事価格) × (落札率)

手続きの流れ



全体スライド、単品スライドとの併用も可能です。インフレスライド適用後に賃金水準が変更された場合等には、再度請求することができます。